

令和5年第3回高鍋町教育委員会定例会議事録

1. 日 時 令和5年3月2日(木) 午前9時50分～午前10時15分
2. 会 場 高鍋町教育委員会大会議室
3. 出席委員 島埜内 遵教育長、黒木 知文教育長職務代理者、四角目 久美子委員、  
小泉 桂一委員、 岩崎 晃子委員
4. 参 与 横山教育総務課長、原田教育対策監、三枝教育総務課長補佐、岩佐社会教育課長
5. 議 事

島埜内教育長 只今から令和5年第3回高鍋町教育委員会定例会を開会いたします。議事日程についてお諮りいたします。お手元に配付のとおり、議事を進めてよろしいでしょうか。

委 員 はい。

島埜内教育長 それでは日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。議事録署名委員は、申し合わせにより小泉 桂一委員を指名します。よろしくお願ひします。

小 泉 委 員 はい。

島埜内教育長 日程第2「会期の決定」です。お手元に配付のとおり、本日、3月2日の1日間とすることにご異議ございませんか。

委 員 はい。

島埜内教育長 それでは会期は本日3月2日の1日間とすることに決定いたしました。

日程第3「前回の議事録の承認について」を議題といたします。議事録については、既に原案を配付いたしておりますが、議事録に記載した内容について、ご異議ございませんでしょうか。

委 員 異議なし。

島埜内教育長 それではご異議なしということで、原案どおり承認することに決定いたしました。

日程第4「教育長の報告について」を議題とします。お手元に配付している「令和5年2月教育長執務」に基づき報告いたします。

まず6日ですが、先日ご説明いたしましたセーフティ・プロモーションスクールの認証式が高鍋農業高校で行われました。本来は、東京に行って認証式を行うことになっていたのですが、コロナ禍であるため、オンラインでの認証式となりました。

8日は、民生委員・児童委員の定例会に参加させていただいたのですが、委員のみなさんからは、コロナが落ち着いたら学校ともう少し連携していきたいというお話を聞くことができました。また機会があれば参加したいと思います。それからこの日は、アップグレード研修も行っております。最後の回であったのですが、これで全教職員の個人研究の発表が終了したことになります。

9日は、第3回教育支援委員会が行われております。新年度スタートに係る教育支援について態度を決定いたしました。なかなか大変な状況もあるようですが、4月から子供たちがスムーズにスタートできるといいなと思っております。同じ日に公民館運営審議会、社会教育委員会議、スポーツクラブに関する協議も行われております。

10日ですが、令和5年度における県の教育施策、新規事業についての説明会がありました。特に、働き方改革、特別支援関係に力を注いでるなという印象を受けました。

15日、第3回民生委員推薦会がありました。欠員となっていた3地区のうち、やっと1人見つかったということでありました。これで残り2地区となったのですが、なかなか適任の方が見つからないという状況でして、民生委員の皆さんも高齢化が進んでいるため、自分の地区との兼務は大変だということでありました。

16日は、小・中学校家庭教育学級合同閉級式が美術館で行われまして、ミニコンサートも一緒に行われました。残念ながら、学級生の参加が少なくて非常にもったいないと感じました。最近よく保護者への教育、啓発が必要ではないかという話になりますけれども、家庭教育学級がそのきっかけとなるといいなと思っておりまして、学級生が来年度もっと増えるといいなと考えております。

それから17日は、初期研修の第4回の校外研修ということで話をさせていただきましたが、新任の先生方の様子を見て、1年間でかなり成長した印象を受けました。

18日は、タカナベカイドウの講習会が行われました。子供たちが10名参加しておりまして、保護者と合わせると30名程度の参加者でした。子供たちは非常に喜んで取り組んでおりました。また、この日は、古文書講座の最終回も行われております。

21日、西都児湯地区社会教育委員連絡協議会研修会が美術館で行われました。LGBTの方の講演を聴かせていただいたのですが、今後いろいろ考えていかななくてはならないということを再認識させられました。

25日は、青年団主催の如月ナイトハイクが行われました。18時15分スタートで帰りが21時30分頃だったと思いますが、参加者は49名でした。社会教育課長も参加しました。一人だけ途中で足にマメができたということで家に帰られた方がいらっしゃいました。青年団員の数が少なくて社会教育課の支援を受けて行っているのですが、いい行事なので続けて行ってほしいと思っております。

26日は生涯学習推進大会・自治公民館大会、公民館芸能発表大会が行われまして、自治公民館大会では3名の方が表彰されました。芸能発表大会は、今年は来場者数がいつもよりも多いように感じました。

27日、臨時教育長会がありました。メインの議題は、部活動の地域移行についてでありました。来年度から地域移行するのは川南町だけで、後の市町村は、とりあえず今のままいくということでありました。この翌日に部活動検討委員会を開いたのですが、来年度の取り組みについてもう少し整理が必要な状況であります。

以上が2月の執務報告でございます。何か質疑等ございませんでしょうか。

何もないようですので報告を終わらせていただきます。

なお、3月の主な行事につきましては、お手元に配付の「令和5年3月教育長執務予定」にてご確認ください。以上で報告を終わります。

それでは続いて、日程第5 議案第11号「高鍋町美術館の設置及び管理に関する条例の一部改正について」を議題といたしますが、日程第6 議案第12号「高鍋町美術

島埜内教育長 館管理運営規則の一部改正について」も関連がございますので、一括審議とさせていただきます。それでは提案理由の説明を求めます。

社会教育課長 はい。それでは議案第 11 号「高鍋町美術館の設置及び管理に関する条例の一部改正について」から説明させていただきます。議案 2 枚目をご覧ください。今回の一部改正は、令和 4 年 4 月 15 日に博物館法の一部を改正する法令が公布され、令和 5 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、高鍋町美術館の設置及び管理に関する条例第 1 条中にある『博物館法第 18 条』の条文が廃止になったことを受け、当該箇所を削除するものでございます。

博物館法が昭和 26 年に制定された後、地方自治法の一部改正する法律により、地方自治法に第 244 条の 2 などが加えられたため、今回の改正法により、同じ内容である設置の規定が整理され、博物館法第 18 条が廃止になったためでございます。従いまして、本改正に伴う設置目的につきましては、特に変更はございません。

続いて、議案第 12 号高鍋町美術館管理運営規則の一部改正についてご説明申し上げます。議案 2 枚目をご覧ください。今回の一部改正も博物館法の一部改正に伴い、高鍋町美術館管理運営規則第 24 条第 3 条第 1 項文中にあります『博物館法第 29 条』の博物館法に相当する施設に関する条文が第 31 条となることを受け、当該箇所を修正するものでございます。利用目的につきましては、特に変更はございません。

以上で、説明を終わります。この 2 つの議案についてご審議を賜りますようお願いいたします。

島埜内教育長 只今の説明につきまして、何か質疑等ございませんでしょうか。

<質疑なし>

島埜内教育長 ご質疑等なければ承認に入りたいと思います。それでは、議案第 11 号「高鍋町美術館の設置及び管理に関する条例の一部改正について」及び議案第 12 号「高鍋町美術館管理運営規則の一部改正について」は、ご承認いただけますでしょうか。

委 員 異議なし。

島埜内教育長 ご異議なしと認めます。よって議案第 11 号及び議案第 12 号については、いずれも原案どおり承認することに決定いたしました。

続いて、日程第 7 議案第 13 号「町立高鍋図書館管理規則の一部改正について」を議題といたします。それでは提案理由の説明を求めます。

社会教育課長 はい。それでは議案第 13 号「町立高鍋図書館管理規則の一部改正について」説明させていただきます。議案 2 枚目をご覧ください。今回の一部改正も博物館法の一部改正に伴い、町立高鍋図書館管理規則第 30 条第 3 項第 1 号文中にあります『博物館法第 29 条』の博物館法に相当する施設に関する条文が、改正後は第 31 条になることを受け、当該箇所を修正するものでございます。利用目的につきましては、特に変更はございません。以上で、説明を終わります。

島埜内教育長 只今の説明につきまして、何か質疑等ございませんでしょうか。

<質疑なし>

島埜内教育長 質疑もないようですので、これで質疑を終わります。議案第 13 号「町立高鍋図書館管理規則の一部改正について」は、ご承認いただけますでしょうか。

委 員 異議なし。

島埜内教育長 ご異議なしと認めます。よって議案第 13 号については、原案どおり承認することに決定いたしました。

続いて、日程第 8 議案第 14 号「高鍋町スポーツ少年団朝倉市交流事業補助金交付要綱の制定について」を議題といたします。それでは提案理由の説明を求めます。

社会教育課長 はい。それでは、議案第 14 号高鍋町スポーツ少年団朝倉市交流事業補助金交付要綱の制定について、ご説明申し上げます。議案 2 枚目をご覧ください。

本要綱は、高鍋町スポーツ少年団が、姉妹都市であります朝倉市で開催する交流大会に参加する場合、経費の一部を補助するため、補助金交付について定めることにより、朝倉市との交流及び親睦並びにスポーツの振興を図ることを目的に制定するものでございます。

本要綱の第 2 条をご覧ください。補助金の交付の対象団体は、朝倉市が主催及び町長が認める交流事業に参加する高鍋町スポーツ少年団に属する団体です。

次のページ、第 4 条をご覧ください。補助金の額は、1 団体あたり、同一年度中 5 万円を限度として、町長が定める額となります。

下の段、別表、第 3 条関係をご覧ください。補助対象経費は、記載のとおりでございます。この対象経費から、1 団体あたり上限を 5 万円として補助いたします。以上で、説明を終わります。

島埜内教育長 只今の説明につきまして、何か質疑等ございませんでしょうか。

<質疑なし>

島埜内教育長 質疑もないようですので、これで質疑を終わります。議案第 14 号「高鍋町スポーツ少年団朝倉市交流事業補助金交付要綱の制定について」は、ご承認いただけますでしょうか。

委 員 異議なし。

島埜内教育長 ご異議なしと認めます。よって議案第 14 号については、原案どおり承認することに決定いたしました。

続いて、日程第 9 議案第 15 号「令和 4 年度高鍋町一般会計補正予算第 10 号について」を議題といたします。教育総務課、社会教育課よりそれぞれ説明をお願いします。

(資料に基づき教育総務課長及び社会教育課長の説明)

島埜内教育長 只今の説明に対しまして、何かご質疑等はございませんでしょうか。

黒木委員 予算の中身ではないのですが、予算書で使われている名称が少し気になります。昔は、確かに「保健体育」という表現を使うことが多かったと思いますが、今は「スポーツ振興課」とかいろいろありますよね。体育関係と保健関係があるので従来どおりの「保健体育」という表現になっているのだらうと思うのですが、「保健」と「スポー

黒木委員 ツ」とは分けた方がいいのではないかと少し思ったところでした。今は「スポーツ」という言葉が主流なのではないでしょうか。「保健体育」という表現に少し違和感を覚えたものですからちょっと発言させていただきました。

社会教育課長 社会教育課では、以前から社会体育係という係名称を用いておりますが、県内でも「スポーツ振興課」などという名称に変わってきております。本町では名称についての議論を行ったことはありませんが、「国民体育大会」も「国民スポーツ大会」に名称が変わりますので、確かに検討する必要があるのではないかと思います。

島埜内教育長 ほかに質疑はありませんか。ご質疑等ないようですので承認に入りたいと思います。それでは、議案第15号「令和4年度高鍋町一般会計補正予算第10号について」は、ご承認いただけますでしょうか。

委員 異議なし。

島埜内教育長 それではご異議なしと認めます。議案第15号は、原案どおり承認することに決定いたしました。続いて、日程第10 議案第16号「令和5年度高鍋町一般会計当初予算について」を議題といたします。教育総務課、社会教育課よりそれぞれ説明をお願いします。

(資料に基づき教育総務課長及び社会教育課長の説明)

島埜内教育長 只今の説明に対しまして、何かご質疑等はございませんでしょうか。

黒木委員 まず、高鍋湿原についてですが、湿原の整備、維持管理については、全て委託で対応しているのでしょうか？確か会計年度任用職員の方が整備していたと記憶しているのですが、予算書を見ると報酬が計上されていないようなので…。

社会教育課長 はい。湿原の整備等を行う会計年度任用職員が2名おります。湿原以外の作業等も行っております関係で、湿原の予算とは違う科目に予算を計上しております。

黒木委員 わかりました。それから、補正予算のところでの質問と同じなのですが、どちらも町が管理する体育施設であるのに、名称が「勤労者体育センター」と「スポーツセンター」となっている点が気になったのですが…。

社会教育課長 勤労者体育センターは、昔、旧労働省によって建設され、町に移管された施設であり、譲り受けてから現在までずっとこの名称を利用しております。なお、勤労者体育センターは、令和7年度までに廃止する予定でございます。

黒木委員 はい。わかりました。

島埜内教育長 ほかに質疑はありませんか…。ご質疑等ないようですので承認に入りたいと思います。それでは、議案第16号「令和5年度高鍋町一般会計当初予算について」は、ご承認いただけますでしょうか。

委員 異議なし。

島埜内教育長 それではご異議なしと認めます。議案第16号は、原案どおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第11 議案第17号「通学区域外就学の承認について」を議題といたします。今回は、小学校児童3件、中学校生徒3件となっております。

島埜内教育長 1 事案ごとに審査して参りたいと思います。それでは、最初の事案についての説明を求めます。

(1 事案ごとに資料に基づき説明・審査 ⇒ 全て承認)

島埜内教育長 日程第 12 「通学区域外就学に関する専決処分についての報告」を議題といたします。事務局からの報告をお願いします。

教育総務課長 (資料に基づき報告)

島埜内教育長 以上で報告を終わります。次に、日程第 13 「区域外就学に関する専決処分についての報告」を議題といたします。事務局からの報告をお願いします。

教育総務課長 (資料に基づき報告)

島埜内教育長 以上で報告を終わります。次に、日程第 14 「特別支援学校に就学する児童・生徒に関する報告」を議題といたします。事務局からの報告をお願いします。

教育総務課長 (資料に基づき報告)

島埜内教育長 以上で報告を終わります。次に、日程第 15 「県立・私立中学校に就学する児童に関する報告」を議題といたします。事務局からの報告をお願いします。

教育総務課長 (資料に基づき報告)

島埜内教育長 以上で報告を終わります。次の議案は秘密会といたしますので、その前に次回定例教育委員会の日程等、当面の行事予定について確認をいたします。事務局からの説明をお願いします。

教育総務課長 (当面の行事予定説明)

島埜内教育長 只今の説明につきまして、質疑はございませんか。

委 員 なし。

島埜内教育長 それでは、次回定例会の日程につきましては 4 月 6 日に開催するという事でよろしいでしょうか。

委 員 はい。

島埜内教育長 ご異議なしということで、次回定例会の日程は 4 月 6 日に決定いたしました。

(社会教育課長退室)

島埜内教育長 日程第 16 議案第 18 号「準要保護児童生徒の認定について」を議題といたします。  
※秘密会

島埜内教育長 以上で、本定例会に付議された案件は全て終了いたしました。これを以て閉会いたします。ありがとうございました。

上記は、高鍋町教育委員会のでん末に相違ないことを証明する。

令和 5 年 4 月 6 日

高鍋町教育委員会 教育長

島埜内 遵

高鍋町教育委員会 教育委員

小泉 桂一